

平成 29 年度

狛江市ひとり親家庭等アンケート調査
結果報告書



児童青少年部子育て支援課

令和元年7月

目次

I	調査概要	1
II	集計結果	3
	1. 世帯の基本情報に関する事	3
	2. 生活状況に関する事	10
	3. 就労に関する事	13
	4. 子どもに関する事	16
	5. 保護者に関する事	21
	6. 公的制度等に関する事	24
III	調査票	28

I 調査概要

1 調査目的

本調査は、市内のひとり親家庭等の実態を把握し、ひとり親家庭等への支援策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の概要

- (1) 調査対象 市内在住の児童扶養手当(※)認定者のうち平成29年8月の現況届の提出を求めた者
- (2) 調査対象者数 402人
- (3) 調査期間 平成29年8月1日～平成29年9月29日
- (4) 調査方法 郵送配布、窓口または郵送での回収
(児童扶養手当現況届の案内に同封し配布。現況届提出時に窓口設置の回収箱にて回収、またはアンケートのみ郵送で回収。)
- (5) 回収結果 回答者数：160人 回収率：39.8%

3 報告書の見方

- (1) 図表作成の都合上、選択肢表記は短縮・省略している場合がある。
- (2) 本文、図表中の百分率(%)は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- (3) 図表中の「n」は、その質問への回答者(無回答含む。)を表している。「n」の表記がないものは、回答者数(無回答含む。)160人とする。
- (4) 集計結果は、回答者の回答のとおり集計することを基本としているため、設問間で整合性が取れていない場合がある。

※児童扶養手当について

児童扶養手当は、父または母がいないか、父または母が重度の障がいである場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障がいを有する場合は20歳未満）児童を養育している父もしくは母、または養育者に支給される手当である。

以下のいずれかの状態にある児童を養育している父もしくは母、または父母以外で児童を養育する方が対象となる。

- ①父母が離婚または婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいを有する児童
- ④父または母が生死不明である児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童

Ⅱ 集計結果

1. 世帯の基本情報に関すること

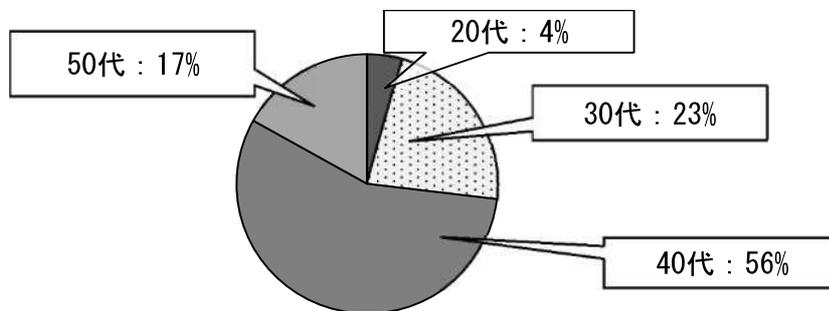
(1) 年齢と世帯

年齢は、「40代」が最も多く、次に「30代」となっており、「30代」「40代」で全体の約8割を占めている。世帯構成は「母子世帯」が最も多く、次いで「父子世帯」、「養育者世帯」となっている。

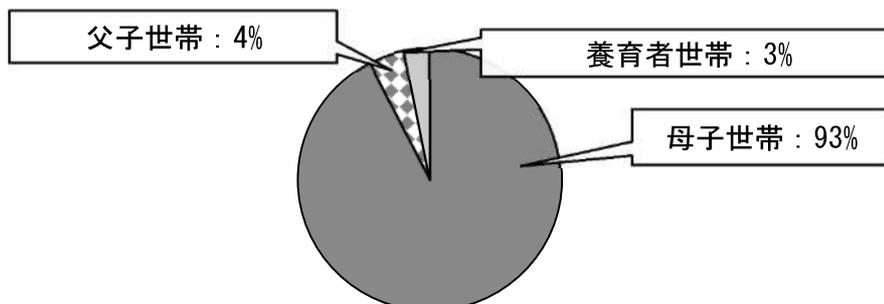
	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
総数	0	7	36	90	27	0	160
母子世帯	0	7	32	86	23	0	148
父子世帯	0	0	0	3	4	0	7
養育者世帯	0	0	4	1	0	0	5

※「養育者世帯」：子どもの祖父母等が子どもを養育している世帯（以下同じ。）

■年齢内訳（総数）



■世帯内訳（総数）



(2) 同居者、近居者

「母子のみ世帯」または「父子のみ世帯」が全体の6割以上を占めている。同居者・近居者は「母」が最も多く、次いで「父」及び「祖母」となっている。「その他」は、「妹家族」「義母」などとなっている。

母子のみ世帯	父子のみ世帯	同居者・近居者あり世帯	同居者・近居者あり世帯の内訳						
			父	母	祖父	祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
93	6	61	19	38	9	19	10	3	9

※同居者・近居者あり世帯の内訳は複数回答

(3) 同居区分ごとの子どもの数

同居区分ごとの子どもの数は「高校生」が最も多く、次いで「中学生」、「小学生」となっている。世帯構成ごとの子どもの数は、「母子世帯」及び「父子世帯」ともに「1人」が多くなっている。

	未就学	小学生	中学生	高校生	専門短大生	大学生	正社員等	パート等	契約社員等	その他	無回答
人数	26	61	68	74	7	18	7	4	0	6	1
世帯数	25	52	60	65	7	17	5	4	0	5	1

	子どもの数					
	1人	2人	3人	4人	5人	無回答
母子世帯	71	56	14	3	3	1
父子世帯	4	2	1	0	0	0
養育者世帯	2	3	0	0	0	0
合計	77	61	15	3	3	1

(4) ひとり親になった理由

ひとり親になった理由は、「離婚」が最も多く、次いで、「未婚」、「死別」となっている。

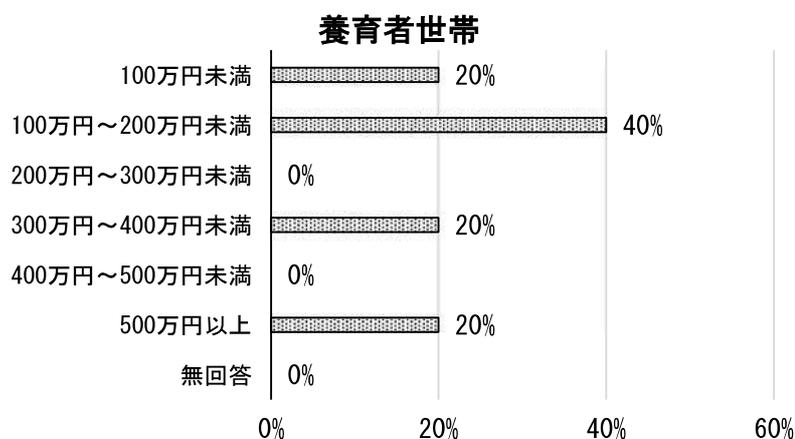
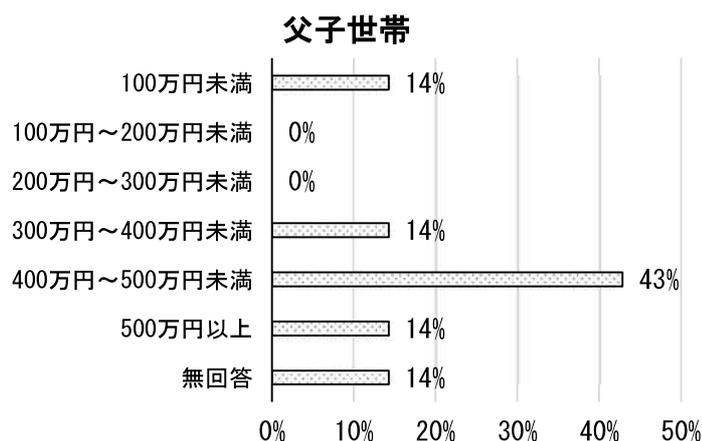
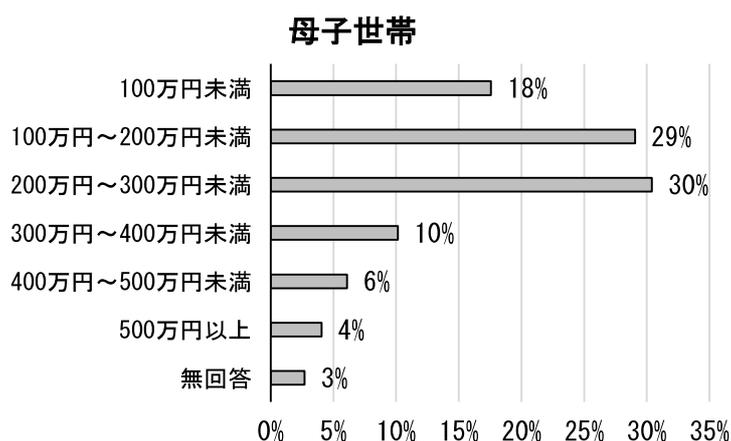
	死別	離婚	事実婚解消	未婚	その他	無回答
母子世帯	4	133	0	10	0	1
父子世帯	1	6	0	0	0	0
合計	5	139	0	10	0	1

(n=155)

(5) 世帯の収入状況

世帯の収入状況は、「母子世帯」については「200万円～300万円未満」が最も多く、次いで「100万円～200万円未満」、「100万円未満」となっており、300万円未満の世帯が全体の約4分の3を占めている。その一方で、「500万円以上」の世帯が6世帯あった。「父子世帯」については、「400万円～500万円未満」が最も多くなっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
100万円未満	26	1	1	28
100万円～200万円未満	43	0	2	45
200万円～300万円未満	45	0	0	45
300万円～400万円未満	15	1	1	17
400万円～500万円未満	9	3	0	12
500万円以上	6	1	1	8
無回答	4	1	0	5



(6) 主な収入源

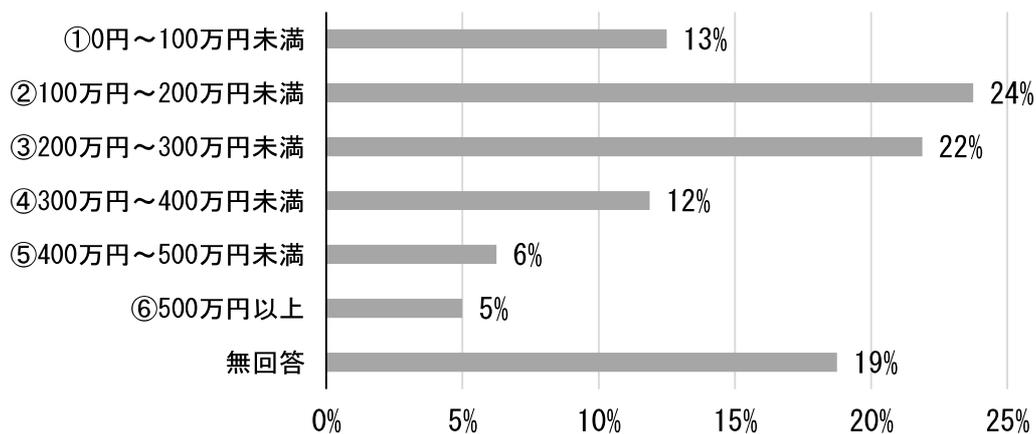
主な収入源は、すべての世帯で「自身の就労収入」が最も多くなっている。「その他」は「高等職業訓練促進給付金」「同居人の収入」となっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
自身の就労収入	129	7	4	140
子どもからの就労収入の援助	0	0	0	0
児童扶養手当・児童手当	9	0	0	9
養育費	1	0	0	1
親からの仕送り・援助	1	0	0	1
生活保護費	5	0	0	5
遺族基礎年金・厚生年金	0	0	0	0
その他	1	0	1	2
無回答	2	0	0	2

(7) 就労収入（年収概算）

就労による収入は、世帯全体では「100万円～200万円未満」が最も多く、次いで「200万円～300万円未満」、「0円～100万円未満」となっている。「父子世帯」は300万円以上が7割以上となっている。なお、雇用形態ごとの就労収入金額は、「正社員」の場合は「300万円～400万円未満」が最も多く、「パート・アルバイト」の場合は「100万円～200万円未満」が最も多くなっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
①0円～100万円未満	18	1	1	20
②100万円～200万円未満	35	0	3	38
③200万円～300万円未満	35	0	0	35
④300万円～400万円未満	17	2	0	19
⑤400万円～500万円未満	8	2	0	10
⑥500万円以上	7	1	0	8
無回答	28	1	1	30



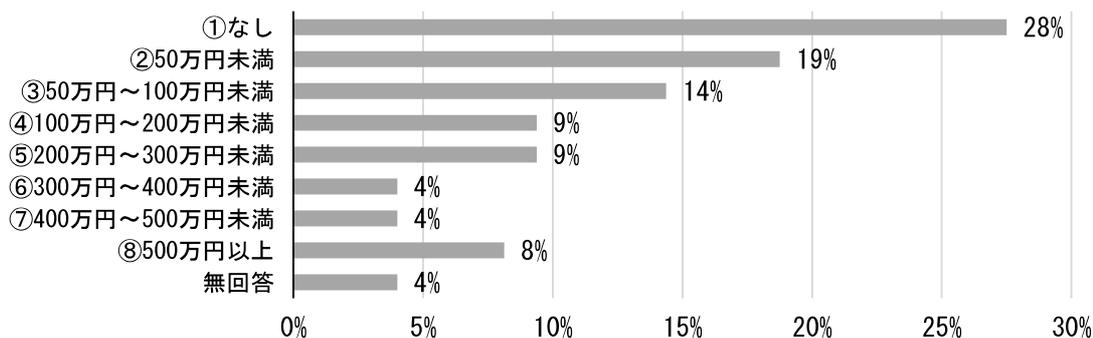
■雇用形態ごとの就労収入金額（n=137）

	①	②	③	④	⑤	⑥	無回答
正社員	1	4	12	14	8	8	8
契約社員・派遣社員	2	10	10	4	1	0	3
自営業	4	2	3	0	1	0	2
パート・アルバイト	5	21	8	0	0	0	5
その他	0	0	1	0	0	0	0
合計	12	37	34	18	10	8	18

（8）預貯金額

預貯金額は、世帯全体では「なし」が最も多く、次いで「50万円未満」となっているが、一方で、「500万円以上」が13世帯いる。雇用形態ごとの預貯金額は、いずれの雇用形態でも預貯金額「なし」が最も多い。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
①なし	43	1	0	44
②50万円未満	24	3	3	30
③50万円～100万円未満	21	1	1	23
④100万円～200万円未満	15	0	0	15
⑤200万円～300万円未満	15	0	0	15
⑥300万円～400万円未満	7	0	0	7
⑦400万円～500万円未満	6	0	0	6
⑧500万円以上	11	1	1	13
無回答	6	1	0	7



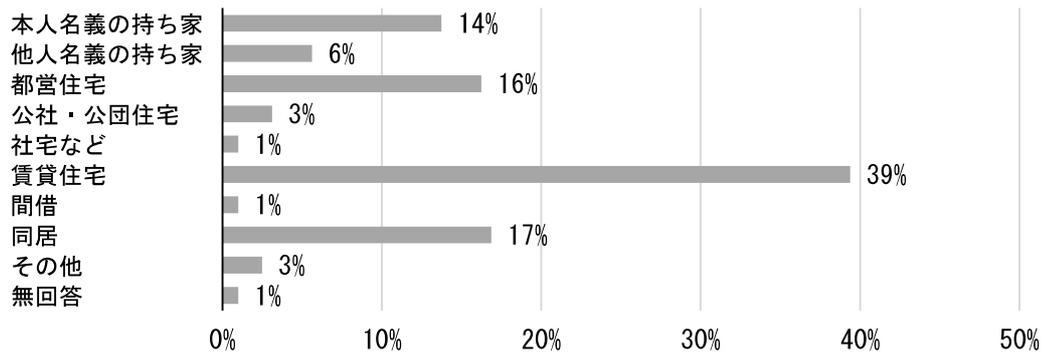
■雇用形態ごとの預貯金額（n=137）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	無回答
正社員	11	9	7	7	7	2	3	7	2
契約社員・派遣社員	11	6	5	4	1	1	1	0	1
自営業	5	2	1	0	1	1	1	1	0
パート・アルバイト	11	7	8	3	3	1	1	3	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	38	24	21	14	12	5	6	12	5

(9) 住居の形態

住居の形態は、世帯全体では「賃貸住宅」が最も多く、次いで「同居」、「都営住宅」となっている。「その他」は「共有名義の持ち家」などとなっている。「母子世帯」は「賃貸住宅」が最も多く、次いで「都営住宅」となっている。「父子世帯」は「本人名義の持ち家」が最も多くなっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
本人名義の持ち家	19	3	0	22
他人名義の持ち家	7	1	1	9
都営住宅	24	1	1	26
公社・公団住宅	5	0	0	5
社宅など	1	0	0	1
賃貸住宅	62	1	0	63
間借	2	0	0	2
同居	23	1	3	27
その他	4	0	0	4
無回答	1	0	0	1



■世帯構成ごとの部屋数

			子どもの数					無回答
			1人	2人	3人	4人	5人	
母子世帯	部屋数	1部屋	4	2	1	0	0	0
		2部屋	28	18	4	1	0	0
		3部屋	20	26	8	0	0	0
		4部屋	11	6	1	2	2	0
		5部屋以上	5	4	0	0	1	0
		無回答	3	0	0	0	0	1
父子世帯	部屋数	1部屋	0	0	0	0	0	0
		2部屋	1	0	1	0	0	0
		3部屋	3	0	0	0	0	0
		4部屋	0	2	0	0	0	0
		5部屋以上	0	0	0	0	0	0
		無回答	0	0	0	0	0	0
養育者世帯	部屋数	1部屋	0	0	0	0	0	0
		2部屋	0	0	0	0	0	0
		3部屋	2	1	0	0	0	0
		4部屋	0	0	0	0	0	0
		5部屋以上	0	2	0	0	0	0
		無回答	0	0	0	0	0	0

■世帯構成ごとの部屋の面積

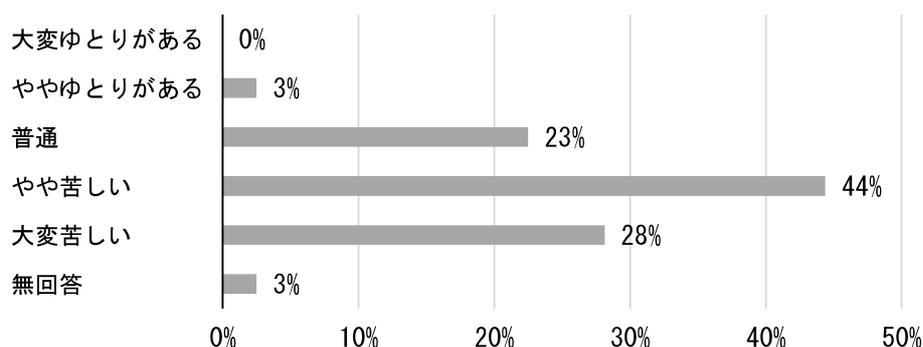
			子どもの数					無回答
			1人	2人	3人	4人	5人	
母子世帯	部屋の面積	30㎡未満	3	1	0	0	0	0
		30~50㎡	19	10	2	0	0	0
		50~70㎡	8	12	2	0	0	0
		70~90㎡	7	3	3	0	0	0
		90㎡以上	2	2	1	1	0	0
		無回答	32	28	6	2	3	1
父子世帯	部屋の面積	30㎡未満	1	0	0	0	0	0
		30~50㎡	0	0	1	0	0	0
		50~70㎡	0	0	0	0	0	0
		70~90㎡	2	1	0	0	0	0
		90㎡以上	0	0	0	0	0	0
		無回答	1	1	0	0	0	0
養育者世帯	部屋の面積	30㎡未満	0	0	0	0	0	0
		30~50㎡	0	0	0	0	0	0
		50~70㎡	0	0	0	0	0	0
		70~90㎡	0	0	0	0	0	0
		90㎡以上	0	0	0	0	0	0
		無回答	2	3	0	0	0	0

2. 生活状況に関すること

(1) 現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、「母子世帯」では「やや苦しい」が最も多く、次いで「大変苦しい」となっており、全体の7割以上が苦しいと感じている。

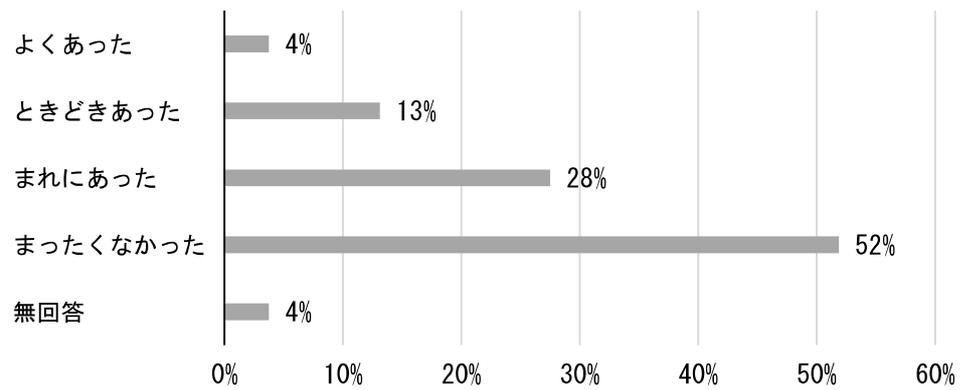
	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
大変ゆとりがある	0	0	0	0
ややゆとりがある	4	0	0	4
普通	32	3	1	36
やや苦しい	67	2	2	71
大変苦しい	41	2	2	45
無回答	4	0	0	4



(2) 過去1年の間に食料を買えなかった経験

すべての世帯で「まったくなかった」が最も多くなっている。一方で、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料を買えないことがあった世帯が全体の4割以上となっている。

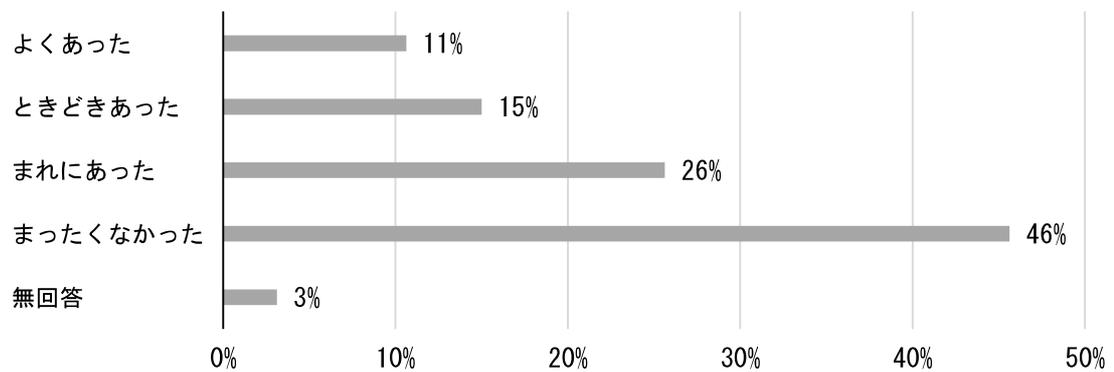
	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
よくあった	6	0	0	6
ときどきあった	21	0	0	21
まれにあった	40	3	1	44
まったくなかった	76	4	3	83
無回答	5	0	1	6



(3) 過去1年の間に衣類を買えなかった経験

世帯全体で「まったくなかった」が最も多くなっている。一方で、過去1年間に経済的理由で家族が必要とする衣類を買えないことがあった世帯が、全体の5割以上となっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
よくあった	16	1	0	17
ときどきあった	24	0	0	24
まれにあった	38	1	2	41
まったくなかった	66	5	2	73
無回答	4	0	1	5



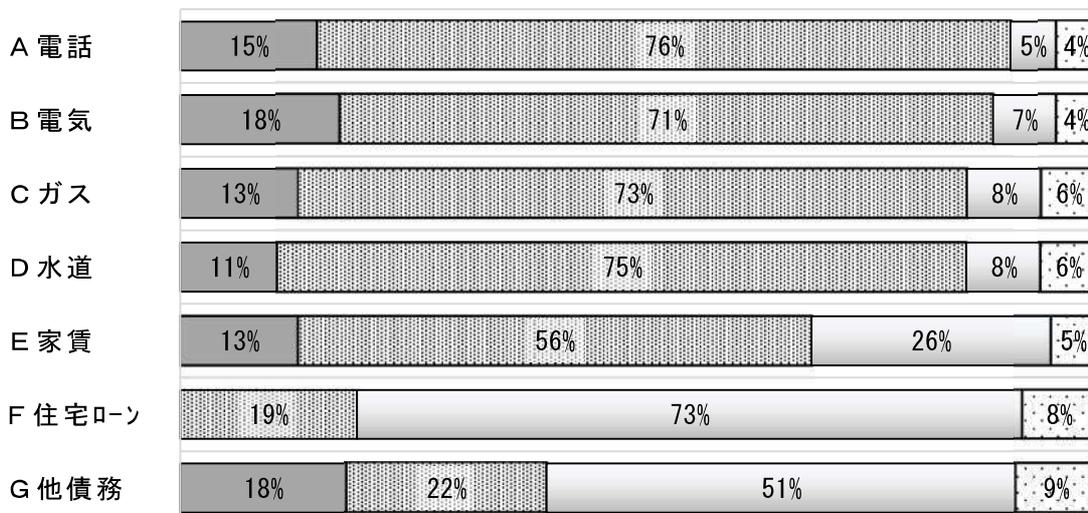
(4) 過去1年の間に公共料金等を支払えなかった経験

「母子世帯」については、「住宅ローン」を除き「電話」、「電気」、「ガス」、「水道」、「家賃」、「その他の債務」といった料金等を経済的な理由で「支払えなかった」が1割を超えている。

①あった ②なかった ③該当しない(払う必要がない)

	母子世帯				父子世帯			
	①	②	③	無回答	①	②	③	無回答
A 電話料金	24	110	8	6	0	7	0	0
B 電気料金	27	104	11	6	1	6	0	0
C ガス料金	21	107	12	8	0	6	1	0
D 水道料金	16	110	13	9	1	6	0	0
E 家賃	19	84	38	7	1	4	2	0
F 住宅ローン	0	26	110	12	0	4	3	0
G その他の債務	28	30	77	13	1	4	2	0

	養育者世帯				合計			
	①	②	③	無回答	①	②	③	無回答
A 電話料金	0	4	0	1	24	121	8	7
B 電気料金	0	4	0	1	28	114	11	7
C ガス料金	0	4	0	1	21	117	13	9
D 水道料金	0	4	0	1	17	120	13	10
E 家賃	0	2	2	1	20	90	42	8
F 住宅ローン	0	1	3	1	0	31	116	13
G その他の債務	0	1	3	1	29	35	82	14



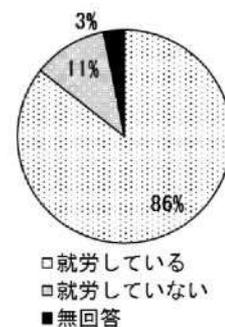
□①あった □②なかった □③該当しない □無回答

3. 就労に関すること

(1) 現在の就労状況

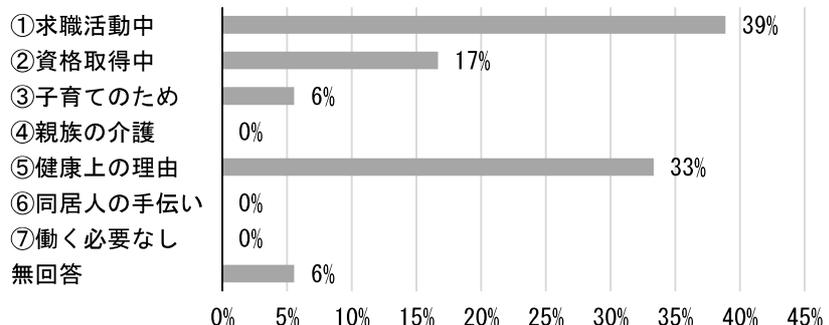
- 現在の就労状況は「就労している」と、「就労していない」の「求職活動中」をあわせると9割となっている。
- 雇用形態は、「正社員」が最も多い。世帯構成ごとに見ると、「母子世帯」は「正社員」が最も多くなっているが、5割以上が「パート・アルバイト」「契約社員・派遣社員」の非正規雇用となっている。
- 帰宅時間は、世帯全体では「18時～20時」が最も多く、次いで「18時以前」となっており、約7割が20時前に帰宅している。一方で、「22時～24時」、「深夜・早朝」と帰宅時間が深夜帯に及ぶ「母子世帯」も見られる。
- 今の仕事について、「転職したい」が3割以上となっている。転職を希望する理由は「収入・雇用が安定していない」が最も多く、次いで「労働時間が合わない」となっている。

	就労している	就労していない	無回答
母子世帯	128	16	4
父子世帯	6	1	0
養育者世帯	3	1	1
合計	137	18	5



就労していない理由	理由							無回答
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
① 求職活動中 ② 就労のための資格取得などで勉強中 ③ 子育てのため ④ 親族の介護 ⑤ 健康上の理由 ⑥ 同居の親・きょうだいの手伝い ⑦ 働く必要がない	7	3	1	0	6	0	0	1

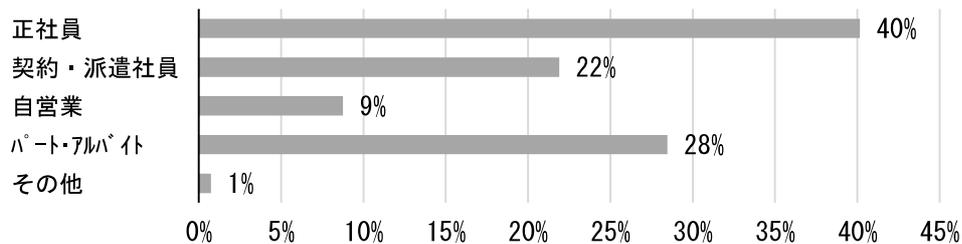
(n=18)



a. 雇用形態は何ですか

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
正社員	51	4	0	55
契約・派遣社員	29	0	1	30
自営業	10	2	0	12
パート・アルバイト	37	0	2	39
その他	1	0	0	1
無回答	0	0	0	0

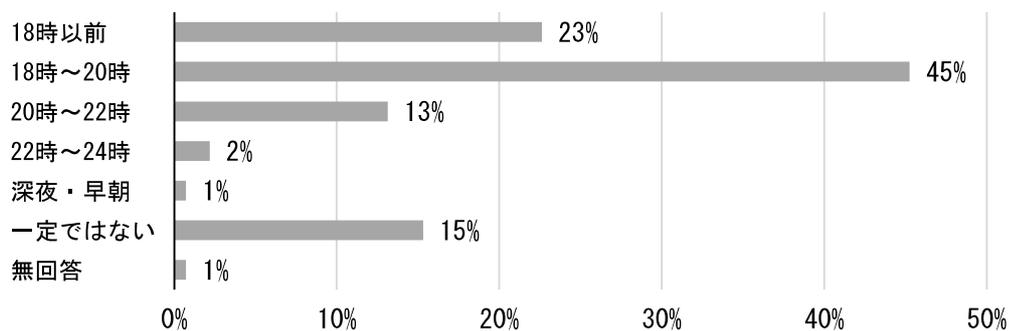
(n=137)



b. 帰宅時間は何時ごろですか

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
18時以前	29	1	1	31
18時～20時	59	2	1	62
20時～22時	16	2	0	18
22時～24時	3	0	0	3
深夜・早朝	1	0	0	1
一定ではない	20	0	1	21
無回答	0	1	0	1

(n=137)



c. 今の仕事を続けたいですか

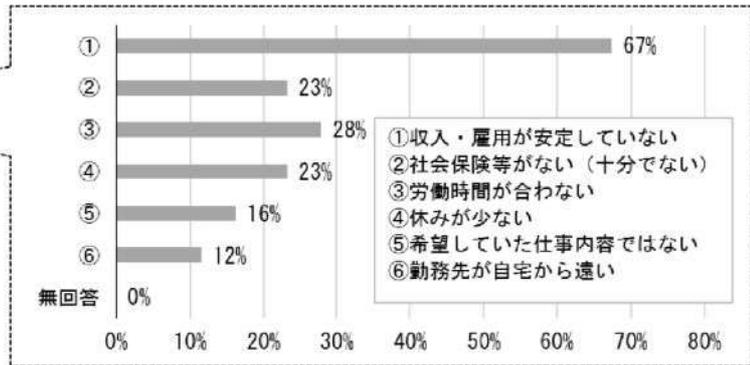
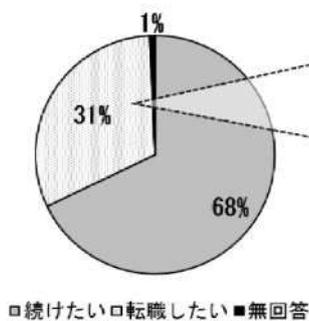
	続けたい	転職したい	無回答
母子世帯	88	39	1
父子世帯	4	2	0
養育者世帯	1	2	0
合計	93	43	1

(n=137)



転職したい理由 (複数回答)	理由						無回答
	①	②	③	④	⑤	⑥	
①収入・雇用が安定していない ②社会保険等がない(十分でない) ③労働時間が合わない ④休みが少ない ⑤希望していた仕事内容ではない ⑥勤務先が自宅から遠い	29	10	12	10	7	5	0

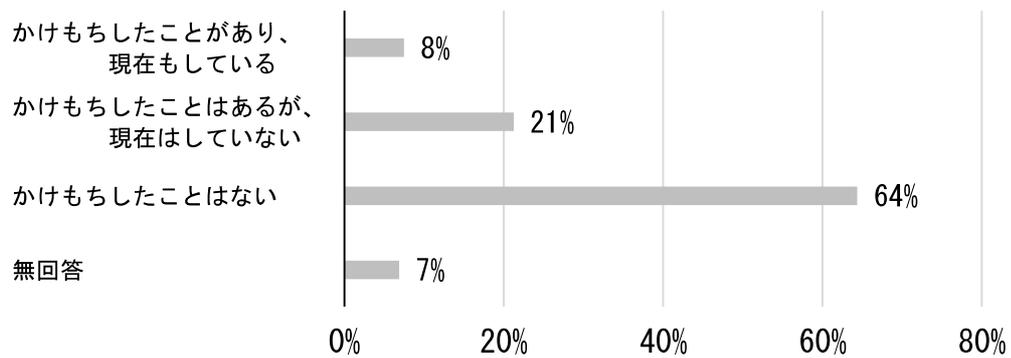
(n=43)



(2) 過去1年の間に複数の仕事をかけもちした経験

過去1年間に、複数の仕事をかけもちした経験について、「かけもちしたことがあり、現在もしている」とする世帯が12世帯となっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
かけもちしたことがあり、現在もしている。	11	0	1	12
かけもちしたことはあるが、現在はしていない。	32	1	1	34
かけもちしたことはない。	96	6	1	103
無回答	9	0	2	11

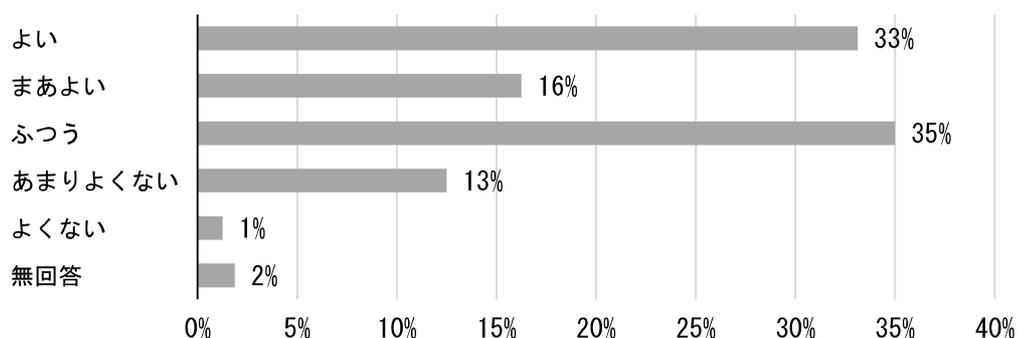


4. 子どもに関すること

(1) 子どもの心身の健康状態

子どもの健康状態は、世帯全体では「ふつう」が最も多く、次いで「よい」となっている。一方、「あまりよくない」、「よくない」が1割を超えている。世帯構成ごとに見ると「母子世帯」は同様の傾向にあるものの、「父子世帯」及び「養育者世帯」は「あまりよくない」及び「よくない」と感じている人がまったくいない。

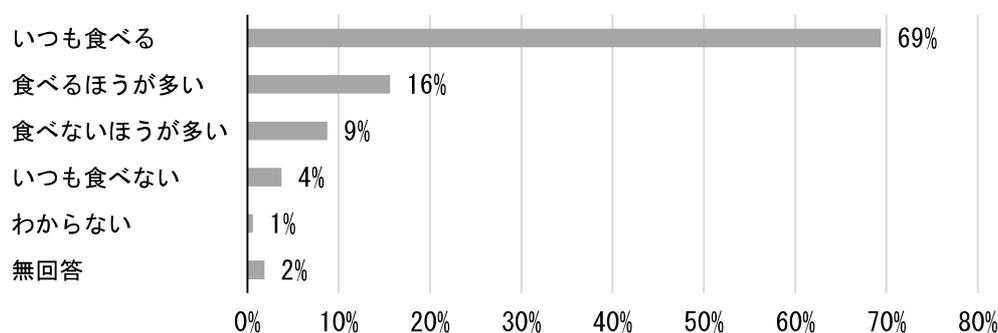
	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
よい	49	2	2	53
まあよい	22	2	2	26
ふつう	53	3	0	56
あまりよくない	20	0	0	20
よくない	2	0	0	2
無回答	2	0	1	3



(2) 平日（学校や仕事等のある日）の子どもの朝食摂取状況

子どもの平日の朝食摂取状況は、世帯全体では「いつも食べる（週に5日）」が最も多くなっているが、「食べないほうが多い（週に1、2日）」と「いつも食べない」をあわせると1割を超えている。

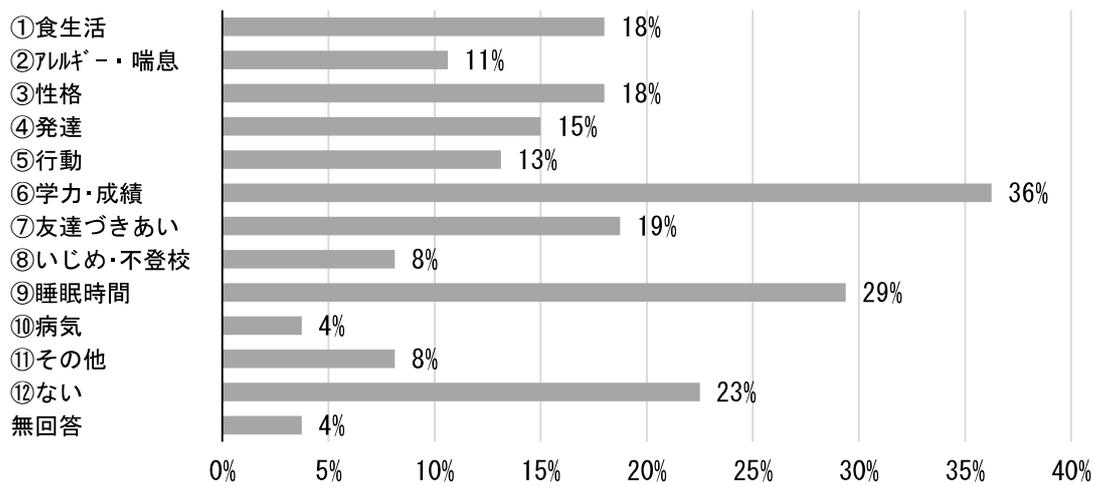
	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
いつも食べる（週に5日）	104	3	4	111
食べるほうが多い（週に3、4日）	25	0	0	25
食べないほうが多い（週に1、2日）	11	3	0	14
いつも食べない	5	1	0	6
わからない	1	0	0	1
無回答	2	0	1	3



(3) 子どもについての悩みごと（複数回答）

子どもに関する主な悩みは、世帯全体では「学力・成績」が最も多く、次いで「睡眠時間」、「友達づきあい」となっている。「その他」は「父との付き合い」「持病」「学費」「進路」などとなっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
①食生活	25	4	0	29
②アレルギー・喘息	17	0	0	17
③性格	27	1	0	28
④発達	23	1	0	24
⑤行動	21	0	0	21
⑥学力・成績	56	1	1	58
⑦友達づきあい	29	0	1	30
⑧いじめ・不登校	12	1	0	13
⑨睡眠時間	42	4	1	47
⑩病気	6	0	0	6
⑪その他	13	0	0	13
⑫ない	33	1	2	36
無回答	5	0	1	6



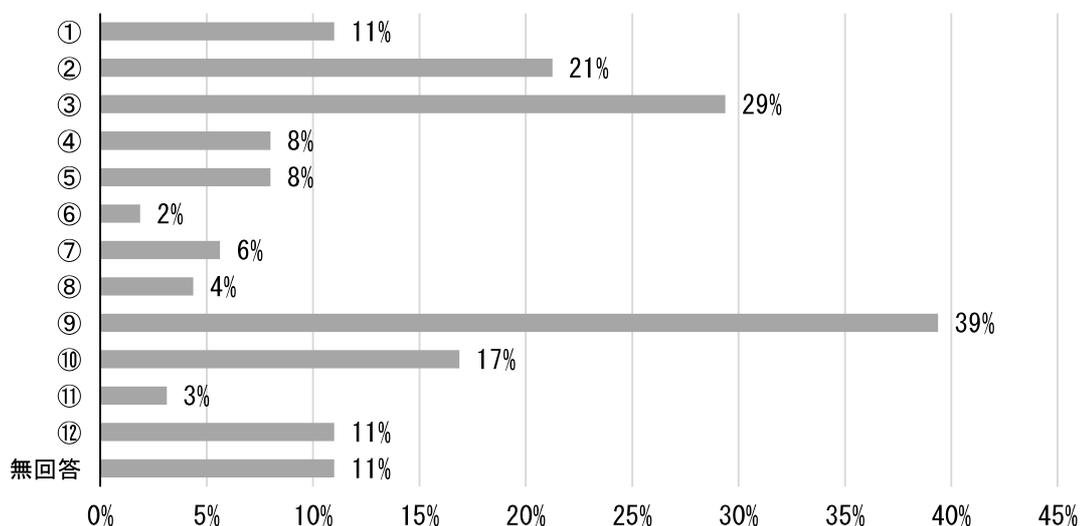
■子どもの悩みごと（子の世代別）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	無回答
子が未就学児のみ世帯	3	3	3	2	3	0	2	1	5	1	1	6	0
子が小学生のみ世帯	5	4	7	6	5	8	11	1	5	1	1	3	1
子が中学生のみ世帯	4	2	3	4	3	14	9	5	9	1	2	5	1
子が高校生のみ世帯	6	3	3	1	1	5	2	1	7	2	3	10	1
その他の世帯	11	5	12	11	9	31	6	5	21	1	6	12	3
合計	29	17	28	24	21	58	30	13	47	6	13	36	6

(4) 放課後の過ごし方（複数回答）

放課後の過ごし方は、「母子世帯」、「父子世帯」ともに「子どもだけで自宅で過ごす」が最も多く、次いで「部活動」となっている。「その他」は「KoKoA」「アルバイト」「通院」などとなっている。子どもの世代別に見ると、「子が小学生のみ世帯」は「学童クラブ」が最も多い。「子が中学生のみ世帯」及び「子が高校生のみ世帯」は「部活動」が最も多く、次いで「子どもだけで自宅で過ごす」となっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
①学童クラブ	16	1	1	18
②塾・習い事	31	1	2	34
③部活動	44	2	1	47
④子どもの友達の家	12	0	0	12
⑤児童館	13	0	0	13
⑥図書館	3	0	0	3
⑦公園	9	0	0	9
⑧自分の父母や兄弟姉妹、知人の家	7	0	0	7
⑨子どもだけで自宅で過ごす	60	3	0	63
⑩自分の父母などと自宅で過ごす	23	1	3	27
⑪どこで過ごしているか分からない	5	0	0	5
⑫その他	17	0	0	17
無回答	15	0	2	17



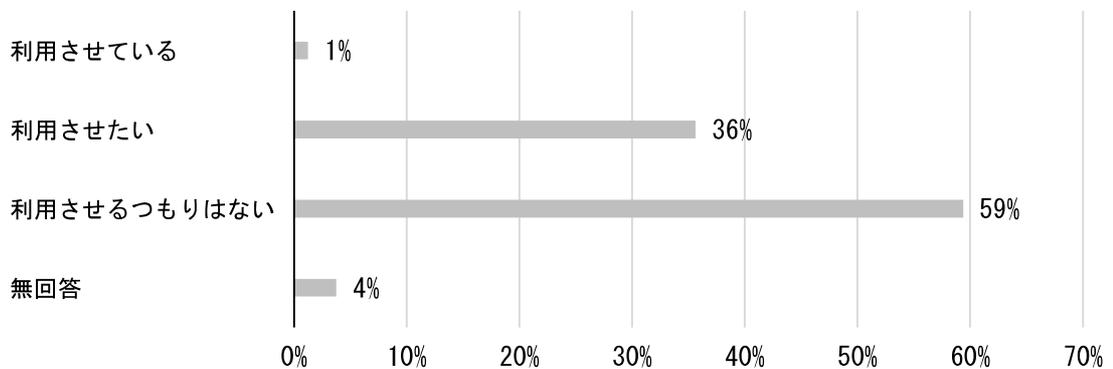
■放課後の過ごし方（子の世代別）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	無回答
子が小学生のみ世帯	11	5	0	6	4	1	3	2	8	5	2	2	1
子が中学生のみ世帯	0	4	15	1	2	1	2	1	13	6	0	3	1
子が高校生のみ世帯	0	6	14	0	0	1	0	1	10	4	0	4	2
その他の世帯	7	19	18	5	7	0	4	3	32	12	3	8	13
合計	18	34	47	12	13	3	9	7	63	27	5	17	17

（5）子ども食堂などの居場所の利用意向

子ども食堂などの夜の居場所については、約6割が「利用させるつもりはない」としているものの、「利用させたい」も3割強あることから一定程度の利用希望がうかがえる。

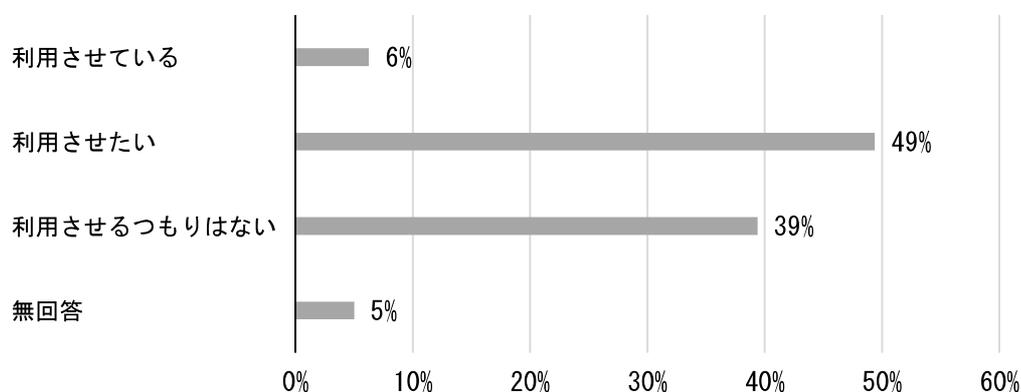
	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
利用させている	2	0	0	2
利用させたい	54	3	0	57
利用させるつもりはない	87	4	4	95
無回答	5	0	1	6



(6) 無料の学習支援制度の利用意向

無料の学習支援制度について、「利用させたい」が約5割と、一定数の利用希望がうかがえる。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
利用させている	10	0	0	10
利用させたい	73	4	2	79
利用させるつもりはない	57	3	3	63
無回答	8	0	0	8

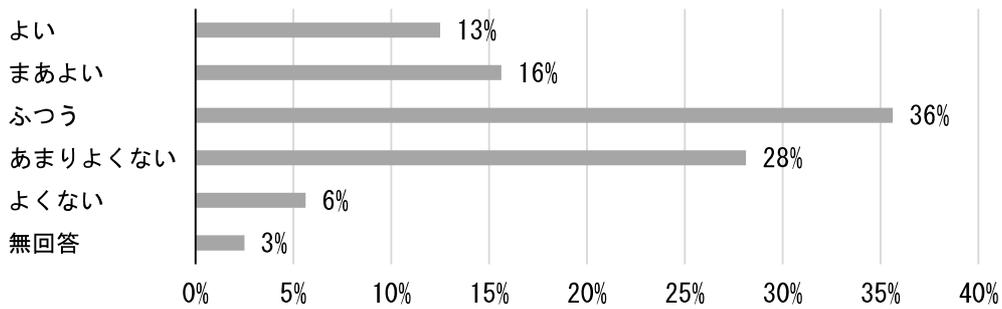


5. 保護者に関すること

(1) 保護者の心身の健康状態

保護者の健康状態は、世帯全体では「ふつう」が最も多く、次いで「あまりよくない」となっている。世帯構成ごとに見ると、「母子世帯」は同様の傾向となっているが、「父子世帯」及び「養育者世帯」は自分自身の健康状態がよいと思っている人が多い。

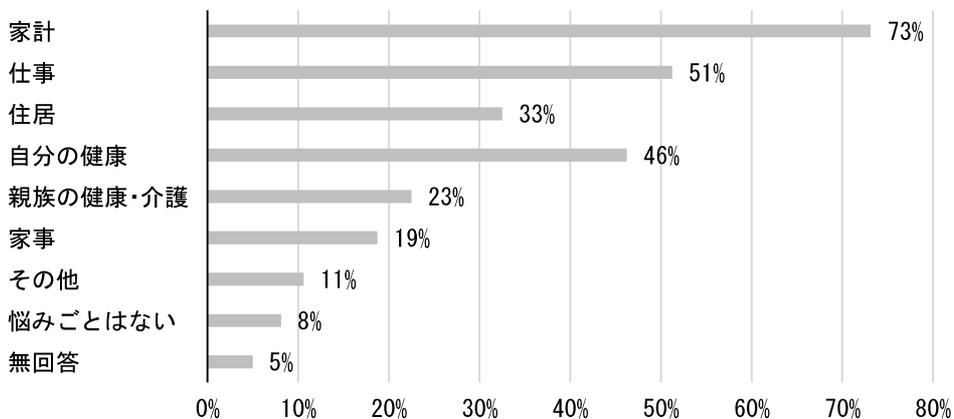
	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
よい	18	1	1	20
まあよい	21	2	2	25
ふつう	53	3	1	57
あまりよくない	45	0	0	45
よくない	7	1	1	9
無回答	4	0	0	4



(2) 保護者の悩みごと（複数回答）

悩みごとは、世帯全体では「家計」が最も多く、次いで「仕事」、「自分の健康」となっている。「その他」は「子どもの学費・進学」「将来への不安」などとなっている。世帯ごとに見ると、「母子世帯」の7割以上が「家計」についての悩みを抱えているとしている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
家計	111	3	3	117
仕事	77	3	2	82
住居	50	0	2	52
自分の健康	70	3	1	74
親族の健康・介護	35	1	0	36
家事	27	3	0	30
その他	17	0	0	17
悩みごとはない	10	2	1	13
無回答	7	0	1	8



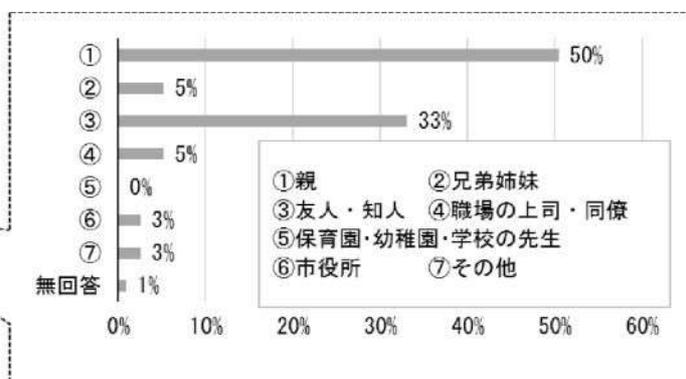
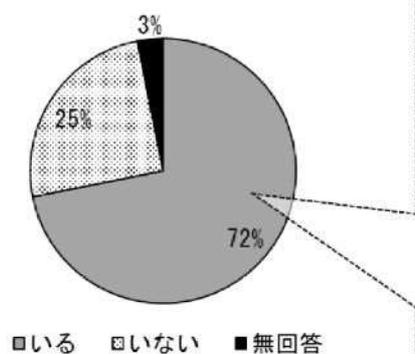
(3) 悩みごとの相談相手

世帯全体で相談相手が「いる」が7割以上となっている。主な相談相手は、「親」が最も多く、次いで「友人・知人」となっており全体の8割以上を占めている。「その他」は「通所機関」「訪問看護師」などとなっている。世帯構成ごとに見ると「母子世帯」の主な相談相手は「親」が最も多く、「父子世帯」は「友人・知人」「職場の上司・同僚」となっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
いる	110	2	3	115
いない	33	5	2	40
無回答	5	0	0	5



主な相談相手はだれですか								①親 ②兄弟姉妹 ③友人・知人 ④職場の上司・同僚 ⑤保育園・幼稚園・学校の先生 ⑥市役所 ⑦その他 ()	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	無回答		
58	6	38	6	0	3	3	1	(n=115)	



	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
①親	57	0	1	58
②兄弟姉妹	6	0	0	6
③友人・知人	36	1	1	38
④職場の上司・同僚	4	1	1	6
⑤保育園・幼稚園・学校の先生	0	0	0	0
⑥市役所	3	0	0	3
⑦その他	3	0	0	3
無回答	1	0	0	1

6. 公的制度等に関すること

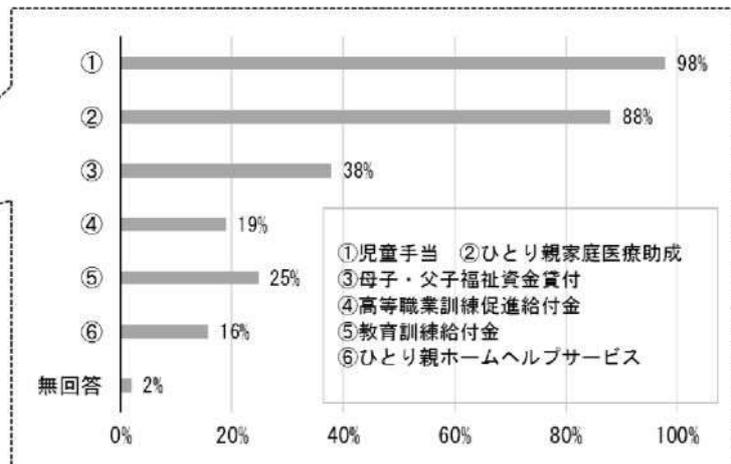
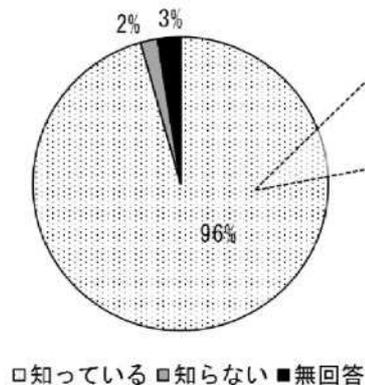
(1) 「ひとり親家庭支援」制度の認知状況

ひとり親家庭支援制度について、「知っている」がほとんどで、ひとり親家庭支援制度の認知度は高い。制度ごとの認知度は「ひとり親ホームヘルプサービス」、「高等職業訓練促進給付金」、「教育訓練給付金」が低いといえる。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
知っている	142	7	4	153
知らない	2	0	1	3
無回答	4	0	0	4



知っている制度はどれですか (複数回答)		①児童手当 ②ひとり親家庭等医療助成 ③母子・父子福祉資金貸付 ④高等職業訓練促進給付金 ⑤教育訓練給付金 ⑥ひとり親ホームヘルプサービス						無回答	(n=153)
①	②	③	④	⑤	⑥				
150	135	58	29	38	24	3			



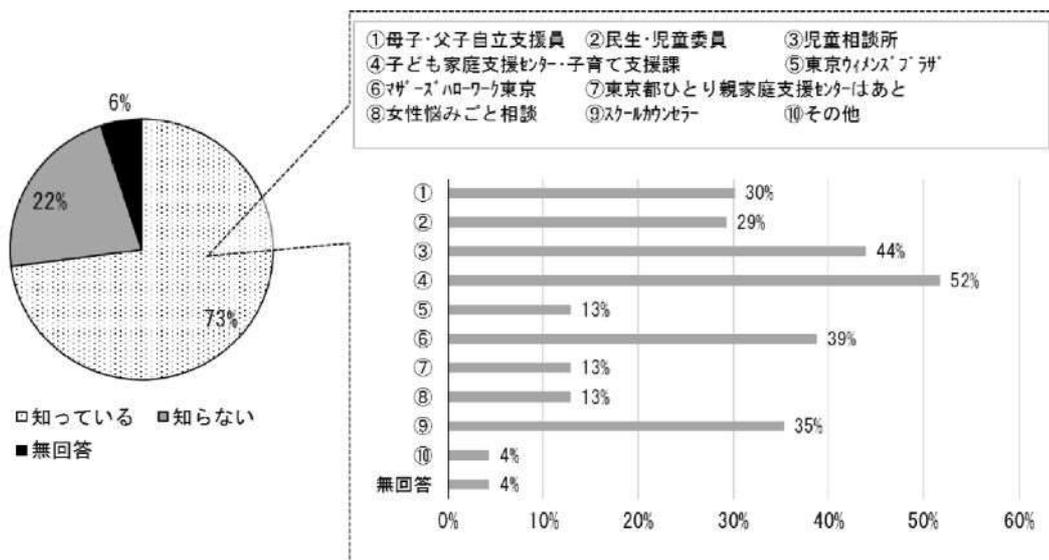
(2)「相談機関・相談窓口」の認知状況

相談機関・相談窓口については、「知っている」が7割以上であるものの、「知らない」が約2割となっている。世帯構成ごとに見ると「父子世帯」は8割以上が「知らない」となっている。「子ども家庭支援センター・子育て支援課」や「児童相談所」といった子どもに関する相談機関等の認知度が高い一方で、「東京ウィメンズプラザ」、「東京都ひとり親家庭支援センターはあと」、「女性悩みごと相談」は認知度が低い傾向にある。「その他」は「市役所窓口」「あいとぴあセンター」「こまYELL」などとなっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
知っている	112	0	4	116
知らない	28	6	1	35
無回答	8	1	0	9



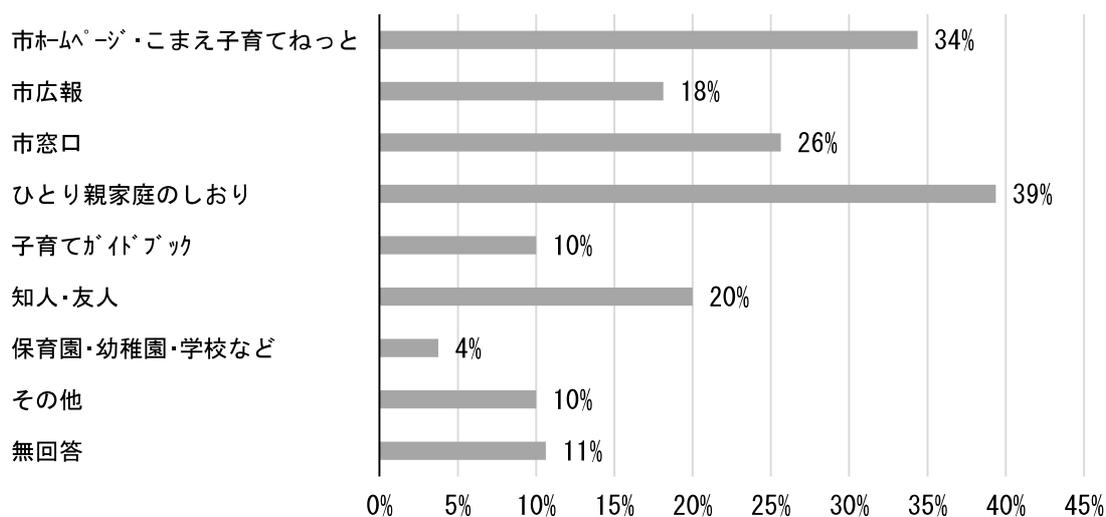
知っている 相談機関・ 相談窓口は どこですか (複数回答)	①母子・父子自立支援員 ②民生・児童委員 ③児童相談所(子どもに関する悩み) ④子ども家庭支援センター・子育て支援課(子どもに関する悩み) ⑤東京ウィメンズプラザ ⑥マザーズハローワーク東京 ⑦東京都ひとり親家庭支援センターはあと ⑧女性悩みごと相談 ⑨スクールカウンセラー ⑩その他()										無回答	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
	35	34	51	60	15	45	15	15	41	5	5	(n=116)



(3) 子育て支援や就労支援等ひとり親家庭への支援情報の入手方法（複数回答）

ひとり親家庭への支援情報の入手先については、世帯全体では「ひとり親家庭のしおり」が最も多く、次いで「市ホームページ・こまえ子育てねっと」となっている。「その他」は「勤務先」「母子・父子自立支援員」「市からの郵便」などとなっている。

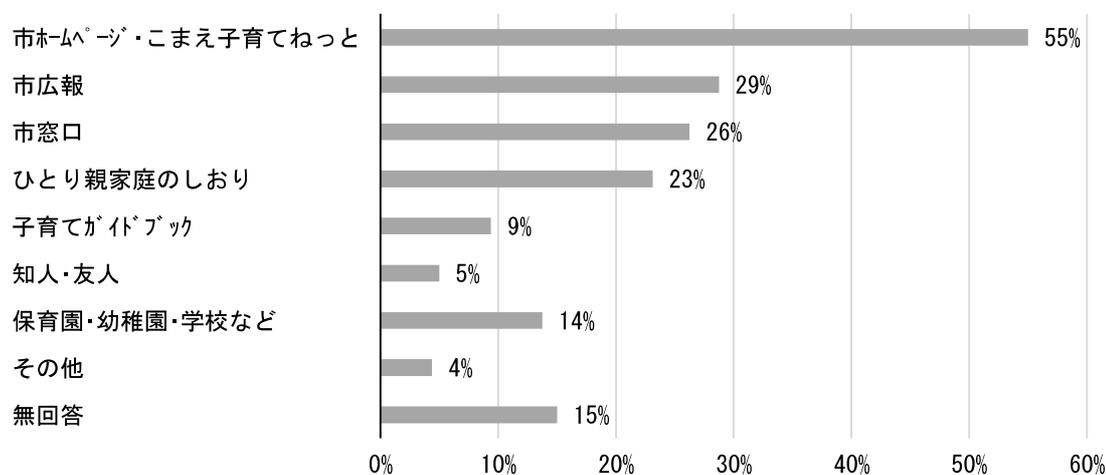
	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
市HP・こまえ子育てねっと	49	3	3	55
市広報	26	2	1	29
市窓口	40	0	1	41
ひとり親家庭のしおり	61	2	0	63
子育てガイドブック	15	1	0	16
知人・友人	30	1	1	32
保育園・幼稚園・学校など	5	0	1	6
その他	15	0	1	16
無回答	15	2	0	17



(4) 希望する子育て支援や就労支援等ひとり親家庭への支援情報の入手方法
(複数回答)

ひとり親家庭への支援情報の希望入手先としては、世帯全体では「市ホームページ・こまえ子育てねっと」が最も多く、次いで「市広報」、「市窓口」となっている。実際の入手先としても「市ホームページ・こまえ子育てねっと」が多く活用されていることなどから、インターネットを利用している、または利用したいと考えている人が多い。「その他」は「市からの郵送」などとなっている。

	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	合計
市HP・こまえ子育てねっと	82	3	3	88
市広報	43	1	2	46
市窓口	40	0	2	42
ひとり親家庭のしおり	37	0	0	37
子育てガイドブック	15	0	0	15
知人・友人	7	0	1	8
保育園・幼稚園・学校など	21	0	1	22
その他	7	0	0	7
無回答	21	3	0	24



Ⅲ 調査票

平成29年度 狛江市ひとり親家庭等アンケート調査

日ごろより、狛江市の子育て支援施策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市では、このたび、市内の児童扶養手当受給対象となるひとり親家庭のみなさまを対象としたアンケート調査を実施させていただくこととしました。ひとり親家庭の皆様の実情を把握し、今後の市のひとり親支援施策の充実を図るための基礎資料とさせていただきます。ご回答いただいた内容は、現況届とは別に集計し、統計的に処理するため、個人が特定されることはありません。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

◆ご記入にあたってのお願い◆

- 1 アンケートには、**あて名本人**がご記入ください。
- 2 ご回答は**平成29年8月1日現在**でご記入ください。
- 3 ご回答は、あてはまる項目の番号に○印をつけてください。
- 4 「その他」をご回答いただいた場合、その内容を（ ）内に具体的にご記入ください。
- 5 選択肢のない設問等記述式の設問の場合には、具体的な数字を（ ）内または、枠内にご記入ください。
- 6 ご記入が済みましたら、同封の封筒に入れ、封をして現況届提出時に提出先（市役所児童青少年部子育て支援課）前の待合室にある「**アンケート回収箱**」に投函してください。
- 7 ご不明な点等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

平成29年8月

＜調査に関する問い合わせ先＞
狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係
03-3430-1111 内2311・2312

1. 世帯の基本情報に関すること

(1) 年齢（あてはまる番号に1つ○）

①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代以上

(2) 世帯（あてはまる番号に1つ○）

①母子世帯 ②父子世帯 ③養育者世帯（祖父母など父・母以外の世帯）

(3) 同居者、近居者（あてはまる番号すべてに○）

①父 ②母 ③祖父 ④祖母 ⑤兄弟姉妹 ⑥子 ⑦その他（ ）

(4) 同居区分ごとの子どもの数（あてはまる区分に○をし、枠内に具体的な人数を記載）

未就学	小学生	中学生	高校生	専門 短期大学生	大学生	正社員等	パート等	契約社員等	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(5) ひとり親になった理由（あてはまる番号に1つ○、「その他」には具体的な内容を記載）

①死別 ②離婚 ③事実婚解消 ④未婚 ⑤その他（ ）

(6) 世帯の収入状況（あてはまる番号に1つ○）

①100万円未満 ②100～200万円未満 ③200～300万円未満 ④300～400万円未満
⑤400～500万円未満 ⑥500万円以上

(7) 主な収入源（あてはまる番号に1つ○、「その他」には具体的な内容を記載）

①自身の就労収入 ②子どもからの就労収入の援助 ③児童扶養手当・児童手当
④養育費 ⑤親からの仕送り・援助 ⑥生活保護費 ⑦遺族基礎年金・厚生年金
⑧その他（ ）

(8) 就労収入（概算で年収を記載）

（ ）円

(9) 預貯金額（あてはまる番号に1つ○）

①なし ②50万円未満 ③50～100万円未満 ④100～200万円未満
⑤200～300万円未満 ⑥300～400万円未満 ⑦400～500万円未満
⑧500万円以上

(10) 住居の形態（あてはまる番号に1つ○、「その他」には具体的な内容を記載）

①本人名義の持ち家 ②他人名義の持ち家 ③都営住宅 ④公社・公団住宅 ⑤社宅など
⑥賃貸住宅（②～⑤以外）⑦間借（他の世帯も住んでいる住宅の一部を借りて居住。⑧は除く）
⑧同居（実家などに同居） ⑨その他（ ）

(11) 住宅の部屋数（具体的な数字を記載）

部屋数	部屋の広さ
部屋	m ²

2. 生活状況に関すること

(1) 現在の暮らしの状況（あてはまる番号に1つ○）

①大変ゆとりがある ②ややゆとりがある ③普通 ④やや苦しい ⑤大変苦しい

(2) 過去1年の間に、経済的な理由で、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか
(あてはまる番号に1つ〇)

①よくあった ②ときどきあった ③まれにあった ④まったくなかった

(3) 過去1年の間に、経済的な理由で、家族が必要とする衣類が買えないことがありましたか
(あてはまる番号に1つ〇)

①よくあった ②ときどきあった ③まれにあった ④まったくなかった

(4) 過去1年の間に、経済的な理由で、以下のサービス・料金について、支払えないことがありましたか
(それぞれ、あてはまる番号に1つ〇)

- | | | | |
|----------|------|-------|-----------------|
| A 電話料金 | ①あった | ②なかった | ③該当しない(払う必要がない) |
| B 電気料金 | ①あった | ②なかった | ③該当しない(払う必要がない) |
| C ガス料金 | ①あった | ②なかった | ③該当しない(払う必要がない) |
| D 水道料金 | ①あった | ②なかった | ③該当しない(払う必要がない) |
| E 家賃 | ①あった | ②なかった | ③該当しない(払う必要がない) |
| F 住宅ローン | ①あった | ②なかった | ③該当しない(払う必要がない) |
| G その他の債務 | ①あった | ②なかった | ③該当しない(払う必要がない) |

3. 就労に関すること

(1) 現在の就労状況 (あてはまる番号に1つ〇)

①就労している ②就労していない

(あてはまる番号に1つ〇)

就労して
いない
理由

- ①求職活動中 ②就労のための資格取得などで勉強中
③子育てのため ④親族の介護 ⑤健康上の理由
⑥同居の親・きょうだいの手伝い ⑦働く必要がない

a. 雇用形態は何ですか (あてはまる番号に1つ〇、「その他」には具体的な内容を記載)

- ①正社員 ②契約社員・派遣社員 ③自営業
④パート・アルバイト ⑤その他 ()

b. 帰宅時間は何時ごろですか (あてはまる番号に1つ〇)

- ①18時以前 ②18時～20時 ③20時～22時 ④22時～24時
⑤深夜・早朝 ⑥一定ではない

(裏面へ)

c. 今の仕事を続けたいですか（あてはまる番号に1つ〇）

①続けたい

②転職したい

（あてはまる番号すべてに〇）

- ①収入・雇用が安定していない
②社会保険等がない（十分でない）
③労働時間が合わない
④休みが少ない
⑤希望していた仕事内容ではない
⑥勤務先が自宅から遠い

転職
したい
理由

(2) 過去1年の間に、複数の仕事をかけもちしたことがありますか（あてはまる番号に1つ〇）

- ①かけもちしたことがあります、現在もしている ②かけもちしたことがあるが、現在はしていない
③かけもちしたことはない

4. 子どもに関すること

(1) お子さんの心身の健康状態（あてはまる番号に1つ〇）

- ①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない

(2) お子さんは平日（学校や仕事等のある日）に毎日、朝ごはんを食べますか（あてはまる番号に1つ〇）

- ①いつも食べる（週に5日） ②食べるほうが多い（週に3、4日）
③食べないほうが多い（週に1、2日） ④いつも食べない ⑤わからない

(3) お子さんについての悩みごと（あてはまる番号すべてに〇、「その他」には具体的な内容を記載）

- ①偏食などの食生活について ②アレルギーや喘息などについて ③性格について
④発達（言葉、運動）について ⑤行動（落ち着きがない、乱暴であるなど）について
⑥学力や学校の成績について ⑦子どもの友達つきあいについて ⑧いじめや不登校について
⑨睡眠時間について ⑩よく病気になることについて ⑪その他（ ） ⑫特に悩みはない

(4) 放課後の過ごし方（あてはまる番号すべてに〇、「その他」には具体的な内容を記載）

- ①学童クラブ ②塾・習い事 ③部活動 ④子どもの友達の家 ⑤児童館 ⑥図書館 ⑦公園
⑧自分の父母や兄弟姉妹、友人・知人の家 ⑨子どもだけで自宅で過ごす
⑩自分の父母などと自宅で過ごす ⑪どこで過ごしているかわからない
⑫その他（ ）

(5) お子さんに子ども食堂などの夜の居場所があった場合、利用させたいと思いますか（あてはまる番号に1つ〇）

- ①すでに利用させている ②利用させたい ③利用させるつもりはない

(6) 学生ボランティア等による無料の学習支援制度を利用させたいと思いますか (あてはまる番号に1つ〇)

①すでに利用させている ②利用させたい ③利用させるつもりはない

5. 保護者に関すること

(1) あなたの心身の健康状態 (あてはまる番号に1つ〇)

①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない

(2) あなたは悩みごとがありますか (あてはまる番号すべてに〇、「その他」には具体的な内容を記載)

①家計 ②仕事 ③住居 ④自分の健康 ⑤親族の健康・介護
⑥家事 ⑦その他 () ⑧悩みごとはない

(3) 悩みごとを相談できる人はいますか (あてはまる番号に1つ〇)

①いる ②いない

(あてはまる番号に1つ〇、「その他」には具体的な内容を記載)

主な相談相手はだ
れですか ①親 ②兄弟姉妹 ③友人・知人 ④職場の上司・同僚
⑤保育園・幼稚園・学校の先生 ⑥市役所 ⑦その他 ()

6. 公的制度等に関すること

(1) 「ひとり親家庭支援」について、制度があることを知っていますか (あてはまる番号に1つ〇)

①知っている ②知らない

(あてはまる番号すべてに〇)

知っている制度は
どれですか ①児童手当 ②ひとり親家庭医療助成 ③母子・父子福祉資金貸付
④高等職業訓練促進給付金 ⑤教育訓練給付金
⑥ひとり親ホームヘルプサービス

【母子・父子福祉資金貸付】

都内に6か月以上お住まいのひとり親家庭の母または父等で、20歳未満の子を扶養している方に子どもの就業資金や就学支度資金などの各種資金をお貸しします。

【高等職業訓練促進給付金】

就職に有利な看護師などの資格を取得するため、1年以上の養成機関等で修業している場合に、上限3年間の経済的支援を行います。

【教育訓練給付金】

就職に必要な教育訓練講座を受けた場合、受講終了後にその費用の一部を助成します。

【ひとり親ホームヘルプサービス】

ひとり親家庭になった直後で生活が不安定なときなどに、育児や食事の世話などのお手伝いをするホームヘルパーを派遣します。

(2) 「相談機関・相談窓口」があることを知っていますか(あてはまる番号に1つ〇)

①知っている	②知らない
--------	-------

(あてはまる番号にすべてに〇、「その他」には具体的な内容を記載)

知っている 相談機関・ 相談窓口は どこですか	①母子・父子自立支援員	②民生・児童委員
	③児童相談所(子どもに関する悩み)	
	④子ども家庭支援センター・子育て支援課(子どもに関する悩み)	
	⑤東京ウィメンズプラザ	⑥マザーズハローワーク東京
	⑦東京都ひとり親家庭支援センターはあと	⑧女性悩みごと相談
	⑨スクールカウンセラー	⑩その他()

(3) 子育て支援や就労支援等ひとり親家庭への支援情報をどこから入手していますか

(あてはまる番号すべてに〇、「その他」には具体的な内容を記載)

①市ホームページ・こまえ子育てねっと※	②市広報	③市窓口	④ひとり親家庭のしおり
⑤子育てガイドブック	⑥知人・友人	⑦保育園・幼稚園・学校など	⑧その他()

(4) 子育て支援や就労支援等ひとり親家庭への支援情報をどこから入手したいですか(希望しますか)

(あてはまる番号すべてに〇、「その他」には具体的な内容を記載)

①市ホームページ・こまえ子育てねっと※	②市広報	③市窓口	④ひとり親家庭のしおり
⑤子育てガイドブック	⑥知人・友人	⑦保育園・幼稚園・学校など	⑧その他()

※「こまえ子育てねっと」(<http://koma-e-kosodate.net/>)
子育て情報専用サイト。子育てに関する最新の行政情報等を掲載するとともに、インターネットから相談もできます。

《主な相談機関・相談窓口》

ひとり親家庭に関するさまざまな悩みごとについて相談できる機関があります。相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。

【母子・父子自立支援員】

ひとり親家庭の方が日ごろ抱えている悩みごとを一緒に考え、必要な情報提供、関係機関への紹介など問題解決のお手伝いをします。

- ・相談日 月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時
- ・相談場所 子育て支援課(市役所3階)
- ・電話 03-3430-1111 内2399

【ひとり親家庭電話相談】

子どもや健康などの暮らしに関する心配ごと、住まいのことや経済的な悩みなどについて、電話で相談に応じます。

- ・相談日 通年(年末年始を除く。) 午前9時～午後4時30分
- ・相談窓口 東京都ひとり親家庭支援センター はあと
- ・電話 03-5261-8687

【母子相談の家】

日常生活で困ったこと、悩みごとなど身近な問題を気軽に相談できるよう、同じ立場の先輩による電話相談を行っています。

- ・相談日 毎月第1・第3土曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前10時～午後4時
- ・相談窓口 ひとり親Tokyo 《(財)東京都ひとり親家庭福祉協議会》

～ ご協力ありがとうございました～

登録番号（刊行物番号）

H31-24

狛江市ひとり親家庭等アンケート調査結果報告書

令和元年7月発行

発行 狛江市

編集 狛江市児童青少年部子育て支援課

狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03(3430)1111

印刷 庁内印刷

頒布価格 40円